

平成21年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

平成21年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,201,977千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		2,017,515 ^{千円}
	1 国 庫 補 助 金	2,017,515
2 財 産 収 入		5,000
	1 財 産 運 用 収 入	5,000
3 繰 入 金		2,575,462
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,510,787
	2 基 金 繰 入 金	1,064,675
4 諸 収 入		5,000
	1 雑 入	5,000
5 市 債		2,599,000
	1 市 債	2,599,000
歳 入 合 計		7,201,977

歳 出

款	項	金 額
1 みどり保全創造事業費		7,201,977 ^{千円}
	1 みどり保全創造事業費	3,208,059
	2 みどり保全事業費	3,978,635
	3 基金積立金	5,000
	4 公債費	9,283
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		7,201,977

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
樹林地保全創造費	千円 1,093,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成21会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
樹林地保全費	1,506,000	同 上	同 上	同 上
計	2,599,000			